

○総務省告示第百八十五号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百四条第二項の規定に基づき、次の承認認定機関から業務の廃止の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和六年六月十一日

総務大臣 松本 剛明

- 1 名称 Element Materials Technology Warwick Ltd
- 2 住所 Unit 1 Pendle Place, Skelmersdale, WN8 9PN, United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland
- 3 承認に係る事業の区分 端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号）第4条第1号及び第2号に掲げる事業
- 4 技術基準適合認定の業務を行う事務所の所在地 Unit 1 Pendle Place, Skelmersdale, WN8 9PN, United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland
- 5 技術基準適合認定の業務の廃止の日 令和5年11月10日